

平成 29 年 3 月 29 日

## 食品表示基準改正案への意見

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会  
専門委員 蒲生恵美

## 1. (総論：議論の進め方) 表示内容の誤認と偽装を防ぐことが優先事項

全ての加工食品への原料原産地表示導入の検討を求めた日本再興戦略 2016 (H28.6.2 閣議決定) に、「農林漁業者が、自らのブランド力を生かし、国内・国外の競合産地と適正に競争できるよう、また、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するよう、原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める。」(下線は筆者) とあるように、全ての加工食品への原料原産地表示の導入はあくまで「手段」であり、その「目的」は国産振興と、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資することにある。これは消費者委員会が「原料原産地表示拡大の進め方についての意見」(H23.8.12) で「食品表示が消費者の商品選択に資するためのものである」としたことと同様である。

食品表示が消費者の商品選択に資するためには、表示内容が消費者の商品選択において意味があることに加え、表示内容の誤認と偽装をいかに防ぐかが重要となる。全ての加工食品に表示を義務化すれば、それだけ誤認と偽装の機会が増える。食品表示部会の議論が本末転倒にならないように、全ての加工食品に表示させることの前提として、その表示が消費者の商品選択に資するか、表示内容の誤認と偽装を防ぐことができるかがあることを部会の共通認識としたい。

## 2. (各論：誤認防止) 「国産又は」解禁の理由および優良誤認防止策の検討が必要

「国産又は」表示を解禁(方針転換)する理由の説明と誤認防止策の検討が必要である。誤認の恐れがあり、教育でもカバーできないと考えたから従来は禁止したのではないのか。中間とりまとめに「原料原産地に係る情報提供を広げていくことをまず第一に考え、その上でそれを受け取る消費者が誤認するリスクの低減を図っていくことが適当である。」とあるが、誤認の恐れを想定しながら情報拡大を優先するのはおかしい。中間とりまとめでは誤認防止策として注意書きの付記を挙げているが、注意書きは対象期間における国別重量順実績を明確にするのであって、国産と外国産を又はでつなぐと優良誤認の恐れがあるという懸念を克服する対策にはなっていない。

## 3. (各論：誤認防止) 「使用割合が極めて少ない」は可能性表示だけでなく国別重量順表示、大括り表示にも適用すべき

可能性表示に限らず国別重量順表示や大括り表示においても、「国産をほんの少しだけ入れて国産と表示する」「消費者が避けたいと思うであろう特定の国の使用割合を規定以下にして表示から隠す」こと等が可能であり、消費者の誤認を招きかねない。従来为国別重量順表示の対象食品も含めて「使用割合が極めて少ない」ルールを適用すべきである。

## 4. (各論：誤認防止) 「前年の使用実績順 or 一昨年使用実績順」は選択肢から外すべき

可能性表示及び大括り表示+可能性表示の注意書き例に「前年の使用実績順 又は 一昨年の使用実績

順」があるが、何の前年（一昨年）なのか消費者が表示から読み取ることができないため不適切な表示である。これは製造年の前年（一昨年）のことだと考えるが、その商品を手にとった時点の前年と誤認する消費者がいると推測され、賞味期限が長い商品ほど事実と異なる印象を与えてしまう。

この注意書きを「製造年の前年の使用実績順」等としても、消費者は表示から製造年を読み取ることができないため不適切である。「前年の使用実績順」等は選択肢から外し、「賞味期限の〇年前の使用実績順」等に置き換えるべきである。

#### 5. （各論：誤認防止）「のり（国産）」は「のり（原そう（国産）」にすべき／従来ルールと新ルールの整合性

4 食品基準のかつお削りぶしの原材料である「かつおのふし」は加工食品なので、従来の「かつおのふし（国産）」表示を「かつおのふし（国内製造）」に整理したことは評価する。同様に、おにぎりののりは加工食品なので、「のり（国産）」表示ではおかしい。「のり（国内製造）」とするか、製造地表示を認めないのであれば「のり（原そう（国産）」とすべきではないか。

22 食品群は生鮮食品と定義されているため「緑茶（国産）」表示が可能だが、消費者からすると緑茶が生鮮食品で、紅茶が加工食品というのはわかりにくい。「緑茶（国産）」と「紅茶（国内製造）」が売場に並ぶことには違和感がある。4 食品基準と、22 食品群基準、さらに個別の食品（群）に定められたルール等を含め、今回の新ルールとの間の整合性が取れていないことが、消費者の商品選択時に混乱を招く恐れがあるため、ルール間の整合性について議論することが必要と考える。

#### 6. （各論：偽装防止）監視の実行可能性／使用計画は計画の合理性のみならず結果も監視

根拠資料を揃える単位は、表示が示す原材料調達範囲ごととの説明を受けたが、全ての加工食品が対象となると商品数は星の数ほどになり、かつ、商品の原材料調達範囲（本社一括か工場ごとか等）と根拠資料の保管場所が異なるケースが想定される。また、事業者は根拠資料を保存するのみならず、そのデータと個別の商品をヒモづけて管理していることが必要となる。これらが中小企業においても実現可能なのか、監視がきちんと機能するのか確認したい。

使用計画に基づく注意書きをする場合は、使用計画の合理性のみならず、実施結果が使用計画どおりであったかの監視も必要である。

#### 7. （各論：括弧書き）安全性確保に係る表示が優先されるべき

アレルギー表示や GM 表示にも括弧書きが使用されるが、原料原産地表示の括弧書きとの優先順位について消費者庁に質問したところ、「優先順位はない。それぞれの表示は、消費者へ伝えるべき事項であるので、消費者が誤認することがないように表示することが必要」との回答があったが、食品表示一元化検討会報告書でも「食品の安全性確保に係る情報が消費者に確実に提供されることが最も重要」との考え方が示されており、安全性確保に係る表示でない GM 表示や原料原産地表示よりも、アレルギー表示を優先し、その内容が確実に消費者に伝わるような表示にする必要がある。

#### 8. （各論）経過措置期間について

新たに原料原産地を表示するには、全商品の包材を作り直し印刷する期間だけでなく、全商品の原材料の産地情報を調査し、産地情報と個別の商品をヒモ付け管理するシステムの構築が必要になる。情報の真正性を担保するため、施行までの経過措置期間は拙速にならないように配慮する必要がある。

## 9. (各論) 消費者教育計画の立案及び法律の見直しについて

表示内容が消費者の商品選択において意味があるものかどうか、誤認を招かないか、消費者意向等調査を行い、新ルールを理解度・満足度・活用度等の調査を行う必要がある。消費者教育はパンフレットを作り講師を派遣すれば十分ということはなく、調査結果に基づく消費者教育計画の立案が必要だ。さらに、消費者の理解度・満足度・活用度等をふまえて、法律内容の検証を行い、必要な見直しを図るべきである。

## 10. (総論) 部会の議論の範囲／表示全体からの検討の必要性

消費者委員会への諮問は原料原産地表示制度の内容についてであり、表示全体における原料原産地表示の優先順位や、原料原産地表示を義務化することによる表示全体への影響等について諮問されていないのが議論を行う上で難しい点である。

消費者が商品を手にとって表示を見る時は当然、全体を見ているのであり、本来は個別の表示項目の検討だけでなく、限られた表示面積の中でその表示をする意義・効果についても検討することが、見やすい表示や表示による効果的な情報提供のために必要な作業だ。

食品表示一元化検討会報告書は「できる限り多くの情報を表示させることを基本に検討を行うことよりも、より重要な情報がより確実に消費者に伝わるようにすることを基本に検討を行うことが適切」としており、「食品の安全性確保に係る情報が消費者に確実に提供されることが最も重要」としている。そして、原料原産地表示のような「食品の安全性確保に関わらない事項について表示の義務付けを検討するに当たっては、個々の消費者にとっての重要性は消費者によって異なることに留意すべき」とし、「消費者にとってどのような情報が真に必要な情報であるか否かよく検証することが必要である」としている。

制度の検証については9で指摘したが、表示の優先順位については今回の部会で議論できない。この点は消費者庁で十分に検討されることを願いつつ、今後の諮問については表示全体からの検討ができるよう、諮問のあり方について消費者庁に検討していただきたい。

以上